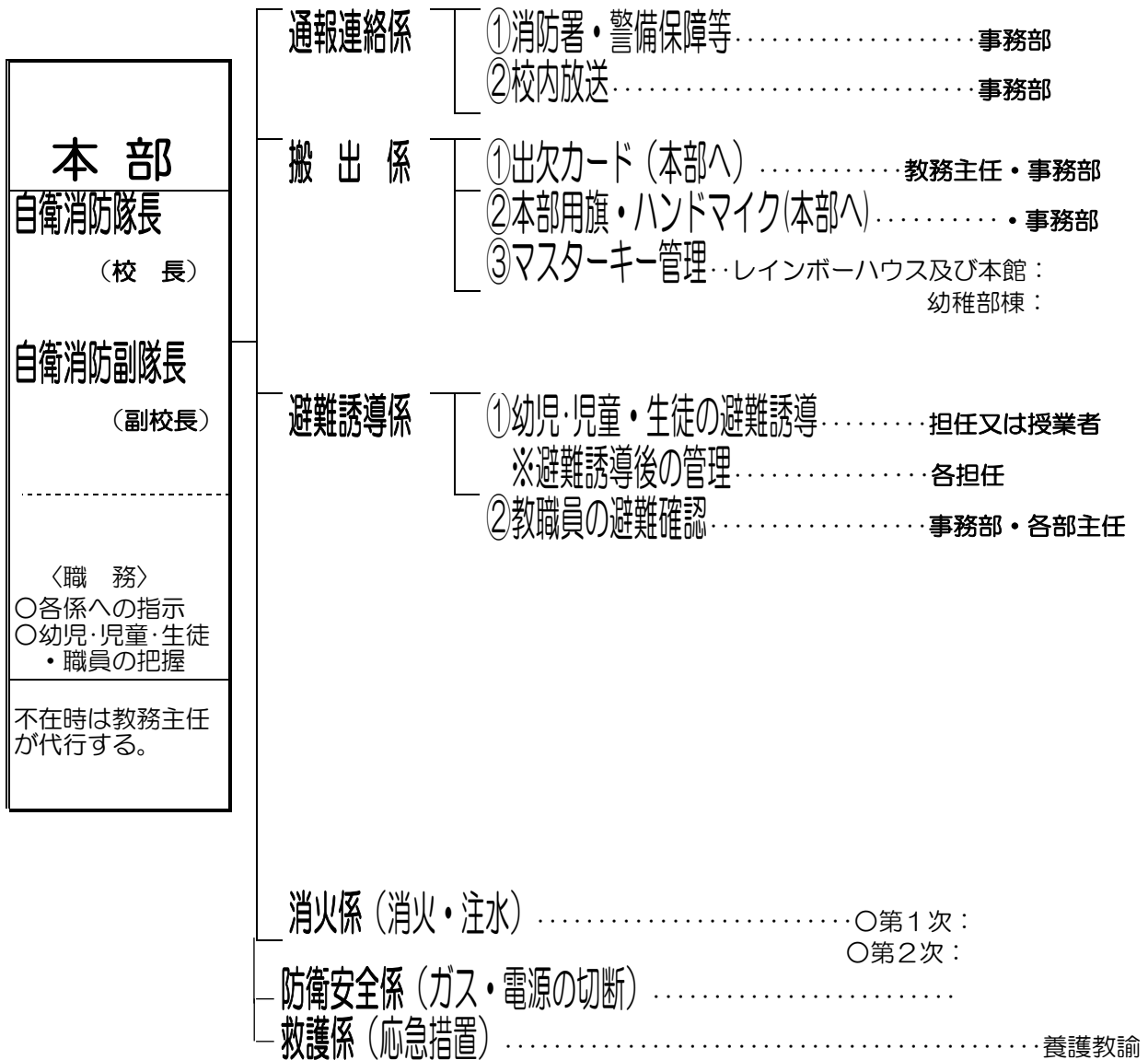


2. 災害発生時の対応

1) 地震・火災発生時の対応

(1) 初期対応と避難

- ①災害発生（地震・火災など）○通報訓練→通報連絡係（①消防署・警備保障 ②校内放送）
- ②避難誘導……………○授業者および担任は、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させる。
 押さない・駆けない・喋らない・戻らない・近づかない
オカシモチ
 ○校庭などでは中央に集合し、座らせる。
 ○第1避難場所までの安全に気をつける。
 ○異常の有無を本部へ連絡する。
 ○点呼終了後は、腰を下ろさせて、心の沈静を図る。
 ○事後の行動については、本部の指示を待つ。
- ③検索……………○自衛消防副隊長（副校長）残留者を探す。
- ④消火係……………○消火係（第2次）は自分の責任を果たした後、消火にあたる。
- ⑤災害発生時の組織・任務



避難経路図

作業棟出火の場合

- 幼稚部棟 → ベランダ → 幼庭
- 小学部棟 → ベランダ → 小庭
- 本館中学部1F → 廊下 → 正面玄関
- ランチルーム、調理室、IT図書室、特別支援推進室、特別支援学習室 → 廊下 → 小学部玄関
- 本館高等部等2F → 廊下 → 非常階段(7キホール) → プレイルーム裏
- ~~作業棟~~ → 担当者の判断
- 体育館 → 本館 → 非常階段(西側) → プレイルーム裏
- インボ-ハウス → 前庭
- 管理棟 → 正面玄関

第一次避難場所：第2グラウンド前

調理室・給食室出火の場合

- 幼稚部棟 → ベランダ → 幼庭
- 小学部棟 → ベランダ → 小庭
- 本館中学部1F ランチルーム → 正面玄関
- IT図書室、特別支援推進室、特別支援学習室 → 廊下 → 小学部玄関
- ~~調理室・給食室~~ → プレイルーム裏
- 本館高等部等2F → 非常階段(7キホール)
- 作業棟 → 第1グラウンド
- 体育館 → 作業棟
- インボ-ハウス → 前庭
- 管理棟 → 正面玄関

第一次避難場所：第2グラウンド前

校長室・教官室・給湯コーナー出火の場合

- 幼稚部棟 → ベランダ → 幼庭
- 小学部棟 → ベランダ → 小庭
- 本館中学部1F → ベランダ
- 調理実習室・IT図書室、特別支援推進室 → ランチルーム出口 → 作業棟
- 特別支援学習室 → 小教室 → ベランダ
- 本館高等部等2F → 非常階段 → 作業棟前(西側)
- 作業棟 → 中学部棟前
- 体育館 → 作業棟
- インボ-ハウス → 前庭
- 事務室・保健室 → ベランダ

第一次避難場所：第2グラウンド前

事務室・保健室出火の場合

- 幼稚部棟 → ベランダ → 幼庭
- 小学部棟 → ベランダ → 小庭
- 本館中学部1F → ベランダ → 第1グラウンド
- 調理実習室・IT図書室、特別支援推進室 → 小廊下 → ベランダ
- 本館高等部等2F → 非常階段 → プレイルーム裏(西側)
- 作業棟 → 第1グラウンド
- 体育館 → 本館 → 非常階段(西側) → プレイルーム裏
- インボ-ハウス → 前庭
- 校長室・教員室 → 小学部棟

第一次避難場所：第2グラウンド前

幼稚部棟出火の場合

- 第1グラウンドに避難



レイン
-
ハウス

レインハウス出火の場合

- 食堂出火

1階 → ベランダ → 前庭 → 農場 → 第2G前
→ 非常口 → 農場 → 第2G → 第1G

2階 → 階段 → 非常口 → 農場 → 第2G前

- 2階出火

1階 → ベランダ → 前庭 → 農場 → 第2G前

2階 → 階段 → 玄関 → 農場 → 第2G前

(2) 地震直後の対応（避難状況における行動）

※以下のことは、安全を確保しながら行う。

①幼児児童生徒の管理

- ア. 各教室および避難経路の安全を確認し、一次避難場所へ移動する。
- イ. 一次避難場所にて各学部・学級ごとにまとまる。
- ウ. 各学部1名以上の教員で管理する。
- エ. 行方不明者、負傷者を確認する。

②負傷者への対応

- ア. 養護教諭が中心となり対応し、応急処置を施す。
- イ. 負傷者が複数いる場合は、各学部から応援をだす。
- ウ. 怪我等の程度を養護教諭が把握し、本部長へ報告する。

③行方不明者への対応

- ア. 行方不明者がいる場合は、検索を実施(2名1組)する。
- イ. 発見した場合、状況・怪我の有無等を確認する。
- ウ. 救出が必要な場合、検索者の1名は本部に報告及び応援を要請する。
- エ. 救出は2名以上で行い、火災発生時あるいは二次被害の危険がある場合は、無理のない範囲で行う。

④建物等の安全確認

- ア. 教務主任・各部主任が、建物の被害状況を外部から目視で確認する。
- イ. 被害状況を本部長へ報告する。
- ウ. 二次避難場所の設定をし、経路を確認する。
- エ. 二次避難場所へ移動する。

⑤情報収集

- ア. ②③④について、校長あるいは副校長は時系列で整理しまとめておく。
- イ. 教務主任および各部主任は、校内ライフラインの被害状況を把握する。
- ウ. 副校長は、学校周辺の状況および交通機関の状況を情報収集する。

⑥緊急措置と保護者への連絡

- ア. 負傷者がいる場合は、救急車を要請する。非常時電話を使用する。
- イ. 現在の状況について、可能ならば緊急連絡システムを使用し当該保護者に第1報を連絡する。
- ウ. 停電時は副校長のスマートフォン等を使用して連絡する。

(3) 地震後当日中の対応

①校内災害対策本部の設置および教職員の対応体制の確立

ア. 校内災害対策本部の設置

- a. 管理職、各部主任、教務主任、養護教諭、事務係長を主メンバーとする。
- b. 校長あるいは副校長を本部長とする。両名とも不在の場合は主幹教諭。
- c. 本部長は、会議の招集、各情報の把握・記録と外部との連絡、マスコミ対応を行う。
- d. 主メンバーから以下の担当者を置く。
 - ・ 幼児児童生徒管理担当 * 幼児児童生徒の状況把握と体調管理・精神的安定
 - ・ 情報収集担当 * 地震情報、周辺情報、交通機関の情報などの収集
 - ・ ライフライン確保担当 * ライフラインの状況の確認、代替措置の検討・実施
 - ・ 備蓄品管理担当(教務主任+栄養教諭) * 備蓄品の分配計画立案と配布、管理
 - ・ 保健担当(養護教諭) * 負傷者の処置、病人への対応、感染症対策
 - ・ 保護者対応担当 * 保護者に関する情報収集、引き渡し
- e. 各担当者は、他の部署と情報共有し、協力し合う。

イ. 教職員の対応体制

- a. 各学部から上記担当係を配置する。
 - * 幼稚部は、幼児児童生徒管理係と保護者対応係とする。
 - * 事務係・用務補佐員は、情報収集係・ライフライン確保係・備蓄品管理係とする。

②幼児児童生徒、保護者への対応

※幼児児童生徒および全教職員には、動揺させない程度に状況を都度伝える。

ア. 保護者への連絡と生徒の引き渡し

- a. 負傷者がいる場合は、その保護者に状況および今後の対応を速やかに伝える。
- b. 引取り依頼の連絡（第2報）を、緊急連絡システムで行う。
- c. その際に、安全を確保したうえで来校することを伝える。
- d. 保護者の安否および引取りの可能性を把握できるようにする。
- e. 保護者連絡後に、引き渡し場所の設置、引き渡し表・非常時カードを準備する。
- f. 引き渡し場所は1か所とし、保護者対応係が担当する。
- g. 幼児児童生徒全員の引き渡しが完了するまで引き渡し場所を開設しておく。

※引き渡し手順

- ・引取りに来た人の氏名を確認。
- ・非常時カードにて照合。
- ・非常時カードにて確認できた場合、本人を引き渡す。
- ・引き渡した日時を引き渡し表に記入する。
- ・非常時カードに記載されていない場合は引き渡さない。
- ・引き下がらない場合は、管理職が対応する。

イ. 登下校途中の生徒への対応

※以下保護者・本人への連絡は電話や携帯電話の使用を想定しているが、つながりにくいあるいは不通となっている場合は、各連絡は通信が回復してからとなる。

a. 登校時

- ・すでに登校している児童生徒は校内の安全な場所で待機させる。
- ・交通機関に関する情報収集をする。
- ・東久留米駅へ数名の教員を派遣する。
- ・東久留米駅で直接情報収集する。（駅の安全が確認された場合のみ）
- ・通学路にいる児童生徒をピックアップし学校へ連れていく。
- ・徒歩通学の場合は、担任等が確認する。
- ・校内に待機している幼児児童生徒の氏名を確認し、保護者へ連絡する。
- ・本人や保護者に連絡が取れない場合は、緊急連絡システムにより保護者に安否確認をする。
- ・電車やバス内にいる、あるいは自宅周辺にいると想定できる場合は、本人または保護者からの連絡を待つ。

b. 下校時

- ・本校から駅までにいる場合は、学校に戻り待機させる。
- ・東久留米駅構内にいると想定される場合は、駅員に構内の検索を依頼する。
- ・徒歩通学の場合は、担任等が確認する。家に近いときは家に送り届けるが、保護者不在の場合は学校へ連れ帰る。
- ・電車やバス内にいる、あるいは自宅周辺にいると想定される場合は、本人あるいは保護者からの連絡を持つ。
- ・校内に待機している児童生徒の氏名を確認し、保護者へ連絡する。
- ・本人や保護者に連絡が取れない場合は、緊急連絡システムにより保護者に安否確認をする。
- ・放課後等デイサービス等に引き渡している場合は、各事業所へ問い合わせる。

ウ. 幼児児童生徒、保護者の安否等情報の収集

- a. 下校後あるいは休日における災害の場合は、緊急連絡システムを使用して幼児児童生徒の安否確認を行う。

③教職員への対応

ア. 体制、系の決定と行動

・上記①校内災害対策本部の設置および教職員の対応体制の確立を参照。

イ. 教職員家族等の安否情報の収集

* 二次避難完了後、以下の順位で家族の安否確認連絡を可能とする。

- a. 未就学児がいる教職員
- b. 小中学生または同居する高齢者がいる教職員
- c. その他

エ. 教職員の帰宅優先順位

※幼児児童生徒が待機している状況でも、以下の場合は帰宅可能とする。

- a. 未就学児がいる教職員
- b. 小学校・中学校等から引取り依頼があり配偶者等が対応できない教職員
- c. 同居する家族の安否が不明となっている教職員
- d. 同居する家族に生命にかかわる問題が生じた教職員

※上記以外の教職員は、待機している幼児児童生徒が 20 人以下となった場合に、輪番で一時帰宅を認める。

※待機している幼児児童生徒がいなくなったら、勤務表を作り全員一時帰宅する。

④負傷者への対応

ア. 重傷の場合は救急車を要請する。対応が難しい場合は教職員で病院へ搬送する。

イ. 保護者に状況と搬送先病院を連絡する。

ウ. 軽傷の場合は、校内で処置する。

⑤学校待機時の対応

ア. 避難場所

基本は各普通教室とするが、被害状況により特別教室にも設定する。

待機する幼児児童生徒の人数や教員数によって変更する。

イ. 備蓄品

備蓄品目 * 一覧を別表で示す。

食料・飲料水は、備蓄品管理係が計画的に分配する。

毛布は、その時の気候等に合わせ、一人につき 1 枚以上を配布する。

その他の備品については、ライフラインの被害状況に合わせて配備する。

⑥地域避難所としての対応

解放箇所： 体育館・作業棟 2 階

運営主体： 東久留米市

※場所の提供のみで運営には関与しない。

※窓口： 副校長

※要望事項があがってきた場合は、三者（学校・市・運営組織）で協議の上、扱いを決定する。

(4) 地震後 1 週間程度の対応

①校内体制の整備

ア. 校内体制

- a. 施設・設備
 - ・危険箇所の確定
 - ・安全箇所の整備
- b. 教職員の体制
 - ・教職員との連絡体制の確保
 - ・全教職員の被災状況の把握
 - ・勤務体制の整備

イ. 関係機関との連絡

常時情報収集し、対応等を検討する。

テレビ・ラジオ等のメディアだけでなく、情報の真偽を確認しながら SNS も活用する。

- a. ライフライン

- ・東久留米市、東京都、東京都水道局、東京電力、東京ガス 等
 - b. 交通機関・道路状況
 - ・西武鉄道、西武バス、国土交通省、東京都 等
 - c. その他
 - ・大学、文科省、政府 等
- ②幼児児童生徒、保護者への対応
- ・幼児児童生徒の被災状況を把握する。
 - ・保護者との連絡体制を確保する。
 - ・各学部教員は幼児児童生徒の状況把握に努める。
 - ・学校の情報を緊急連絡システムやホームページ等を通じて随時発信する。

(5) 授業再開への準備

- ①被災状況の確認
- ・幼児児童生徒や教職員の被災状況を把握し、安否確認を行う。
- ②施設の点検
- ・校内の施設や設備を点検し、安全性を確保する。
 - ・ライフラインの復旧状況を確認する。
 - ・危険箇所（立ち入り禁止区域）を明示する。
- ③登下校の安全確認
- ・公共交通機関の運行状況を確認する。
 - ・通学路の安全性を点検し、通学方法を確認する。
- ④教育環境の整備
- ・教員の指導体制を工夫する。
 - ・教室や学習環境を整え、教育活動を再開できる状態にする。
- ⑤心のケア
- ・児童生徒や教職員の心のケアを重視し、適切なサポートを提供する。
- ⑥避難所との共存
- ・避難所運営組織と協議し、情報共有する。
 - ・立ち入り禁止区域を設定する。
- ⑦授業再開時期の決定
- ・校長あるいは副校長は、上記①～⑥の状況から授業再開時期を決定する。
 - ・幼児児童生徒および教職員に緊急連絡システム等を利用して連絡する。

2) 各気象警報発令時の対応

(1) 大雨特別警報、大雨洪水警報(含:台風)等の発令時の対応

休校、登校・下校時間の変更、校内待機となった場合は、速やかに家庭へ緊急連絡網システムで連絡する。

①始業前の対応

- 台風の直撃あるいは接近や大雨特別警報などの発令が予測され、次のいずれかがあった場合は、前日であっても休校や始業時間の変更等の措置をとる。
 - ・大学から指示があった場合
 - ・西武鉄道等が計画運休を発表した場合
 - ・緊急運営委員会において協議・決定した場合
 - ・管理職(校長・副校長)の判断があった場合
- 午前6時の時点で台風等により大雨特別警報あるいは大雨洪水警報が発令されており、日中に天候回復の見込みがなく、西武鉄道が運休している場合
 - ・休校とする。教職員も出勤を見合わせる。
- 午前6時の時点で台風等により大雨洪水警報が発令されているが、午前8時までには天候の回復が見込まれ西武鉄道も動いている場合
 - ・始業を10時とする。
 - ・交通機関や幼児・児童・生徒の状況により登校を見合わせる。
- 引き続き午前8時の時点で大雨洪水警報が発令されている場合
 - ・休校とする。

②授業時間中に発令された場合の対応

- 大雨特別警報の発令あるいは大雨洪水警報が発令され当分の間解除が見込めない場合
 - ・解除されるまで校内待機とする。
 - ・解除後、保護者に直接引き渡す。
- 状況に応じ、緊急運営委員会を招集して対応及び下校時間の変更等を協議する。
- 下校時間に変更となった場合。
 - ・各家庭へその旨を連絡する。
 - ・幼児・児童は家庭へ送迎を依頼する。
 - ・中学部・高等部の生徒の場合は下校させるが、必要に応じて家庭へ送迎を依頼する。
 - ・移動支援や放課後等デイサービス事業所の利用を予定している場合は、家庭と連絡の上、ヘルパーや事業所職員が到着するまで学校に待機させる等の対応をする。
 - ・各クラス単位で帰宅を確認する。(各部主任へ連絡)

③東久留米市に、警戒レベル3以上の高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が発令された場合

- 始業前(午前6時時点)であれば休校とする。教職員も出勤を見合わせる。
- 授業時間中の場合は、校内待機とする。解除後に直接保護者へ引き渡す。
- 幼児児童生徒及び教職員の居住地に発令されている場合は、個々に対応する。

(2) 大雪警報等の発令時の対応

大雨特別警報を大雪特別警報、大雨洪水警報を大雪警報に読み替え、上記(1)に準ずる。

3) 西武池袋線等が事故等で不通の場合

(1) 始業前の対応

- 登校前に不通となっている場合
 - ・交通機関や幼児児童生徒の状況により安全な状況になってから登校するものとする。
- 登校時間に不通となっている場合
 - ・西武線の状況について情報収集する。
 - ・保護者または本人に連絡し、幼児児童生徒の状況について情報収集する。
 - ・全員の登校あるいは所在を確認し、必要に応じて保護者に報告する。

(2) 授業時間中に不通となった場合

- 状況に応じ、緊急運営委員会を招集して対応及び下校時間の変更等を協議する。

○下校時間が変更となった場合。

- ・各家庭へその旨を連絡する。
- ・幼児・児童は家庭へ送迎を依頼する。
- ・中学部・高等部の生徒の場合は下校させるが、必要に応じて家庭へ送迎を依頼する。
- ・移動支援や放課後等デイサービス事業所の利用を予定している場合は、家庭と連絡の上、ヘルパーや事業所職員が到着するまで学校に待機させる等の対応をする。
- ・各クラス単位で帰宅を確認する。（各部主任へ連絡）

(3) 下校中に不通となった場合

- ・西武線の状況について情報収集する。
- ・保護者または本人に連絡し、幼児児童生徒の状況について情報収集する。
- ・各クラス単位で帰宅を確認する。（各部主任へ連絡）